

公共財としての地質地盤情報 —地質地盤情報協議会の活動—

栗本史雄¹⁾

活動目標と提言

地質地盤情報協議会は平成18年4月の設置以来、「地質地盤情報は公共財」を理念として、民間企業、大学・研究機関、政府関係機関、地方公共団体等の連携により、地質地盤情報の整備と公開を促進し、利用拡大と新たなビジネス創出を模索してきた。それぞれの機関や民間、個人が保有する情報の整備と公開を進め、防災・環境などの問題解決に活用することができれば、安全・安心な社会構築にとって有益であると考えている。

本協議会は2007年3月、「地質地盤情報の整備・活用に向けた提言」を公表した。その後、2008年3月には国土交通省によるKuniJibanの公開により地方自治体においても公開促進という波及効果が見られた。しかし、現状では民間や温泉のボーリングデータや資源・電力関係などについては十分に情報の公開は進んでいない部分があり、課題が残っている。また、事業が終了するとボーリングデータが破棄されるケースが多々あり、データの散逸が危惧される状況は変わっていない。

そこで本協議会は2007年3月の「提言」公表後も引き続き、地質地盤情報の整備・公開の促進と利用拡大、社会ニーズ把握や今後のデータベースのあり方、さらに新たなビジネスの展開について議論を行ってきた。そして2010年9月、「地質地盤情報の利活用とそれを促進する情報整備・提供のあり方(地質地盤情報の整備・活用に向けた提言 その2)」を公表し、以下の提言を行った。

1. 地質地盤情報は、国民が共有すべき社会的資産・知的基盤情報である。
2. 地質地盤情報は、その有用性を認識し、社会的資産・知的基盤情報として整備すべきである。

3. 地質地盤情報は、明確な施策の下、責任ある体制のもと継続して整備する必要がある。
4. 地質地盤情報の公開・整備・共有化にかかわる法整備は、喫緊の課題である。
5. 地質地盤情報は、新しいビジネスモデル創出に利活用すべき社会的資産・知的基盤情報である。

公開・共有化を推進するための法整備

平成19年5月、地理空間情報活用推進基本法が成立されたが、本法は地表面の地形情報に関するものであり、地下の地質地盤に関する法律は存在しない。本協議会では、地質地盤情報、特にボーリングデータの共有化・整備に関する現状を把握し、情報の共有化により社会において地質地盤情報がより有効に活用されるための方策を議論してきた。その際、防災、資源、環境などの社会的な課題を解決していくためには、ボーリングデータや地下の地質地盤に関する情報は国土の基本情報として必須のものであり、これらの情報を取り扱う新しい法的な枠組みが必要であるとの認識から、協議会設立以来、法整備の必要性を念頭において活動を行ってきた。

法整備の具体的な検討については、平成21年4月、NPO地質情報整備・活用機構(GUPI)に設置された「地質地盤情報整備法検討会」が進めている。同検討会は、本協議会の第9回意見交換会(平成22年2月19日)において、地質地盤情報整備推進基本法(仮称)制定の提案を行い、その基本方針として以下の2点を挙げている。①地質地盤情報の公開と整備についての法的位置付けを明確にして社会的障壁を取り除き、データベースの構築と利活用を図るよう、国、地方自治体、研究機関、民間等が連携し進めるべきである。②関係各機関の連携の下に法的整備を行うべきであ

1) 産総研 地質地盤情報協議会 会長

キーワード: 地質地盤情報, ボーリングデータ, 公共財, 産学官連携, 法整備

る。本協議会ではさらに地質地盤情報の公開・共有の促進と利活用に関する議論を展開し、この「地質地盤情報整備法検討会」の活動に協力していく所存である。

本特集号の構成

本特集号は、地質地盤情報の重要性・活用、情報共有の意義とビジネス展開に関する報告を集約したものであり、主として平成21年10月(通算8回目)及び22年2月(通算9回目)に開催した意見交換会の11講演をとりまとめたものである。これまでに公表した2冊の「提言」及び地質ニュース特集号(第667号, 2010年3月)と合わせて、本協議会の活動を示すものである。

本特集号は、ボーリングデータの整備と公開にかかわる問題点を議論したもので、「特集号-ボーリングデータの整備・公開がもたらす新たな社会」(地質ニュース第667号, 2010年3月)の続編にあたる。

まず、データベースを作成し社会に発信する立場から4編を収めた。大津 直氏・鈴木隆広氏・廣瀬 亘氏・川上源太郎氏・小澤 聡氏は、北海道立地質研究所(現北海道立総合研究機構地質研究所)の5万分の1地質図幅の整備と今後のシームレス地質図の開発、ならびにボーリングデータに関するデータベース作成と北海道内でのネットワーク化の構想を述べた。北田奈緒子氏は関西圏地盤情報ネットワーク(KG-NET)の地盤情報整備システムを示し、そのうち関西圏地盤研究会(KG-R)が中心に行っている研究事例とその成果を詳細に紹介した。また電子地盤図や閲覧方法などの新たな活動の紹介も行った。小松原 琢氏・関西地質調査業協会地盤データベース作成委員会・三田村宗樹氏は、奈良盆地及び滋賀県の地盤情報のデータベース化を行い、詳細な柱状図の解析による研究成果とそれに基づく活用例を示した。田中政典氏は港湾における土質データベースの開発経緯と利活用を紹介し、設計の段階から地震時など

の防災までを見据えたデータベースの重要性を述べた。またデータの信頼性や維持管理など、地質地盤情報が有する共通の課題にも言及した。

次に、ユーザの視点から講演は6編を収録した。太田岳洋氏は鉄道の建設と維持・管理に関して地質地盤情報の取得と整備・利用が必須であることを示すとともに、民営化前の国鉄時代の貴重な情報が公開されていないことを報告した。山口 亮氏は地震保険のリスク評価における地質地盤情報の利用状況を示し、その公平な評価のためには信頼度の高い地質地盤情報が必要であることを述べた。広中良和氏は土地や建物の持つリスク要因である地盤状況を低価格で一般に提供するビジネスを紹介し、そのためには客観的な情報が必須であることを述べた。角井朝昭氏・酒井 彰氏は産業技術総合研究所の地質相談所が行っている公的機関や企業からの技術相談、市民からの質問などを分析し、情報サービスに関する潜在的な需要の多さを述べた。西岡 哲氏は水資源を対象として地下水循環のシミュレーションを行い、水資源の適切な管理と品質保証を行うための水理地質モデル構築の必要性を述べ、そのためには精度の高い地質地盤情報や地下水データなどが必須であることを示した。渡辺慈明氏・平野あや氏は地質地盤情報の配信とWeb-GISシステムを提供するビジネスを紹介し、データの品質確保が重要であることを述べた。また、個人情報保護や2次利用の制限などビジネスの障害になる事例に言及した。

最後の1編は協坂安彦氏による報告である。リスクマネジメントの考え方を整理し、その上で土质地質に関するリスクマネジメントにとって地質学的な解釈が重要であることを強調した。

KURIMOTO Chikao (2010) : Geoinformation as public infrastructure -Activity of Geoinformation Consortium Japan-

<受付:2010年7月23日>